

平成 30 年第 1 回小城市議会臨時会提案理由
(平成 30 年 1 月 17 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 30 年第 1 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 平成 29 年度小城市一般会計補正予算（第 6 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 6,975 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 218 億 2,896 万 9 千円とするものでございます。

補正の内容は、ふるさと応援寄附金の申込みが年末に多数寄せられたことにより、今年度末までの見込み額を上方修正し、増額するものでございます。

歳入につきましては、ふるさと応援寄附金として 3 億 5,000 万円を追加し、合計 18 億 5,000 万円を見込むものでございます。

また、ふるさと応援寄附金を充当しております事業の財源を組み替えるため、全体の財源調整として計上しておりました財政調整基金繰入額を減額するもので

ございます。

歳出につきましては、２款 総務費の「ふるさと納税推進事業」のお礼の品代として報償費１億５,８７６万円、広告料として役務費１,１００万円を計上しております。加えて、寄付の見える化のために次年度の事業の財源として、当初予算に計上しておりました積立金の１千円に９,９９９万９千円を追加し、ふるさと応援基金の積立金を合計１億円とするものでございます。

また、ふるさと応援寄附金を充当しております事業の財源を組み替えるものでございます。

次に、報告第１号 専決処分の報告については、平成２９年１２月５日、区長文書配達中の市職員が運転する公用車が停車していたところ、相手方車両が後進し、公用車を損傷させたものです。示談の成立により、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第２条第１号の規定に基づき、平成３０年１月４日付けで専決処分をしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、今臨時会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。